

○鳥羽志勢広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例 施行規則

〔平成11年9月20日〕
規則第13号

改正 平成13年3月21日規則第3号 平成15年2月10日規則第1号
平成16年6月1日規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥羽志勢広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第29号）第2条の規定に基づき、鳥羽志勢広域連合介護認定審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（合議体の数）

第2条 審査会に7の合議体を置く。

（合議体の委員数）

第3条 合議体を構成する委員の定数は、それぞれ8人以内とする。

（合議体の招集）

第4条 合議体は、会長が招集する。

（職務代理）

第5条 合議体の長に事故があるとき、又は合議体の長が欠けたときは、あらかじめ合議体の長が指名した委員が職務を代理する。

（生活保護法の要保護者に係る要介護認定の実施）

第6条 審査会は、福祉事務所長の委託を受けて介護保険の被保険者でない生活保護法（昭和25年法律第144号）の要保護者に係る審査及び判定を行うことができるものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

（介護保険実施のために必要な準備）

第8条 合議体は、この規則の施行日前においても、介護保険の実施のために必要な審査及び判定の業務を行うことができる。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月21日規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月10日規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。